

おかかりの患者さんへ

・当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、「早期診療体制充実加算」の届出を行っております。

「早期診療体制充実加算」は、こころの病気の早期発見・早期に重点的な診療等を実施するとともに、患者さんに対し質の高い診療を継続的に行う体制を評価するものです。

〔取り組み内容〕

- ・患者さんごとの相談内容に応じたケースマネジメント
- ・障害福祉サービス等の利用に関する相談
- ・介護保険に関する相談
- ・当院通院中の患者さんについて、相談支援専門員や介護支援専門員からの
相談に対応
- ・各市町村、保健所等の行政機関や地域生活支援拠点等との連携
- ・入院した患者さんの退院後の支援
- ・身体疾患に関する診察、他診療科との連携
- ・健康相談や予防接種に関する相談
- ・向精神薬の多剤投与・大量投与・長期処方とはできるだけ行いません。